

法務省 矯正管区・矯正施設



【こんな仕事をしています】

刑務（支）所及び少年刑務所（道内8箇所）

主として受刑者を収容し、生活指導や職業訓練を行い、改善更生と社会復帰ができるよう、様々な処遇を行っています。

拘留（支）所（道内4箇所）

主として被疑者、被告人を収容し、刑事訴訟手続を円滑に遂行させることを目的とした施設で、公平な裁判が受けられるように配慮しています。

少年院（道内2箇所）

家庭裁判所から保護処分として送致された少年を収容し、生活指導、職業補導、教科教育等の教育・訓練を行い、社会生活に適應できる健全な少年に育成することを目的とした施設です。

少年鑑別所（道内4箇所）

主として家庭裁判所の観護措置決定により送致された少年を収容し、専門的調査や診断を行って非行原因を探り、今後の指導、教育方針を立てる専門機関です。

また、一般市民からの相談や依頼に応じる「一般相談」も行っています。



【採用試験】

（刑務官）

⇒ 刑務官採用試験

国家公務員採用一般職（大卒程度）

採用試験の行政北海道地域区分

（法務教官又は心理専門職）

⇒ 法務省専門職員（人間科学）採用試験



【採用されたら・・・】

（刑務官）

・ 刑務官採用試験で合格した場合

⇒ 基礎的な法規等を学ぶ『刑務官等初等科研修』に入所

・ 国家公務員採用一般職（大卒程度）採用試験で合格した場合

⇒ 採用2年目に初級幹部職員を養成することを目的とした『中等科研修』に入所

（法務教官及び矯正心理専門職）

⇒ 採用後すぐに基礎科研修に入所し、採用4年後に応用科研修に入所



【先輩職員からのメッセージ】

『令和2年4月1日採用（刑務官採用試験 専門職試験）』

札幌刑務支所で刑務官として拝命しました。採用3年目の現在は、主に工場担当職員の交代や副担当勤務をしています。国民が安心して生活できるように保安警備面に気を付けながら、受刑者の作業がきちんと安全にできるよう業務を進め、生活指導のほか、受刑者が更生できるように様々な指導もしています。はじめは分からないことばかりでしたが、先輩職員に教えてもらったり、同期と教え合ったりすることで、できるようが増えてくると共に刑務官としてのやりがいを感じています。刑務所は怖いイメージかもしれませんが、決してそのような事はなく、明るい雰囲気職場です。

（法務事務官 長谷川紅巴）



【先輩職員からのメッセージ】

『令和2年4月1日採用（法務省専門職員採用試験 法務教官社会人）』

令和2年4月に北海少年院で採用されました。社会人枠の採用として、自分よりも若い同期職員と上手くやっていけるか、先輩職員ともなじめるか、と不安な気持ちで登庁したことを覚えています。少年院では、体育授業から生活指導に至るまで、幅広い指導を行う必要があります。専門的な知識を有していない分野でも、先輩職員から教わったり、研修などで勉強する機会があったことで助かりました。採用1年目で在院者の担任業務も任せられ、その在院者が仮退院する際には、「ありがとうございました。」と感謝の言葉が聞けて、うれしく思ったのを今でも鮮明に覚えています。大変なことも多い仕事ですが、やりがいも大きい仕事です。

（法務教官 上田健太）



【問い合わせ先】

〒007-0801 札幌市東区東苗穂1条2丁目5番5号

法務省札幌矯正管区第一部職員課

Te l : 011-783-5083

<法務省矯正局HP> http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_index.html

